「航空経歴の確認方法等について」一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
空乗第2107号 平成12年7月28日 国空航第445号 平成24年9月3日（一部改正） 国空安政第1903 号 令和７年11月27日（一部改正）	空乗第2107号 平成12年7月28日 国空航第445号 平成24年9月3日（一部改正）
航空経歴の確認方法等について 航空局安全部安全政策課長	航空経歴の確認方法等について
１．航空経歴を有することを証明する書類について 技能証明等の要件である航空法施行規則別表第二の飛行経歴その他の経歴等の航空経歴は、下記によりそれぞれ証明されたものでなければならない。 （１）操縦士（滑空機を除く。）、航空士、航空機関士、計器飛行証明又は操縦教育証明 ア　～　イ　（略） ウ（該当する場合のみ）異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る証明書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部 ・適用の詳細は「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」（国空安政第1903号 令和７年11月27日）に従うこと。なお、過去技能証明の申請にあたり当該証明書等を提出している場合、既得の技能証明の写しをもって代えることができる。 （２）　～　（６）　（略） （７）事業用操縦士以上の資格を有している者が、操縦教育証明の申請をする場合は、当該技能証明書の写し１部をもって航空経歴を有することを証明する書類とすることかできる。 ２．　～　３．　（略）	１．航空経歴を有することを証明する書類について 技能証明等の要件である航空法施行規則別表第二の飛行経歴その他の経歴等の航空経歴は、下記によりそれぞれ証明されたものでなければならない。 （１）操縦士（滑空機を除く。）、航空士、航空機関士、計器飛行証明又は操縦教育証明 ア　～　イ　（略） （新設） （２）　～　（６）　（略） （７）事業用操縦士以上の資格を有している者が、操縦教育証明の申請をする場合は、当該技能証明書の写し1部をもって航空経歴を有することを証明する書類とすることかできる。 ２．　～　３．　（略）

附　則（令和７年１１月２７日　国空安政第1903号）異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練に関する改正

１，本通達は、令和１０年４月１日から適用する。

２．本通達の適用前に申請された事業用操縦士以上の資格を有している者が操縦教育証明の申請をする場合は、１．（１）ウに従うこと。